

平成 27 年 2 月 16 日より専門看護師教育課程は、
「高度実践看護師教育課程」となりました

日本看護系大学協議会が、会員校の大学院修士課程・博士前期課程を専門看護師養成の教育課程として認定する制度が発足して 17 年が経過しました。平成 27 年 2 月現在、認定されている教育課程は、103 大学、285 教育課程となりました。

日本看護系大学協議会では、平成 17 年に高度実践看護師制度検討委員会を発足し、グローバル水準の高度実践看護師としての専門看護師育成のための教育内容の検討を継続して行ってまいりました。平成 24 年度から 38 単位専門看護師教育課程の審査が開始され、平成 32 年度限りで全ての 26 単位教育が終了し 38 単位専門看護師教育課程に移行いたします。また、平成 27 年 2 月の日本看護系大学協議会臨時総会では、平成 27 年度よりナースプラクティショナー教育課程の申請開始に向けた規程等の改定が審議され、既存の専門看護師教育課程と合わせて「高度実践看護師教育課程」とすることが承認されました。

高度実践看護師教育課程には、専門看護師 26 単位及び 38 単位、およびナースプラクティショナー 46 単位の教育課程が含まれます。専門看護師教育課程は、今まで同様の教育を実施していきます。

今後とも、ご支援ご協力のほど、よろしく願いいたします。

平成 27 年 4 月

平成 26・27 年度高度実践看護師教育課程認定委員会
委員長 中 村 伸 枝